

議第3号

議員の派遣について

京丹後市議会会議規則第167条の規定により、別記のとおり議員を派遣する。

令和3年7月5日 提出

京丹後市議会議長 金田 琮 仁

(別記)

議 員 の 派 遣 に つ い て

件 名	派遣目的（内容）	派遣場所	派遣日	派遣議員	備考
市民と議会の懇談会	5月臨時会及び6月定例会の議会報告並びに市民との意見交換	丹後町 丹後庁舎	令和3年8月5日	金田議員、平井議員、平林議員、永井議員、松本議員、水野議員、和田晋議員	
市民と議会の懇談会	5月臨時会及び6月定例会の議会報告並びに市民との意見交換	弥栄町 弥栄庁舎	令和3年8月5日	浜岡議員、櫻井議員、富田議員、田中議員、谷津議員、鳴海議員	
市民と議会の懇談会	5月臨時会及び6月定例会の議会報告並びに市民との意見交換	久美浜町 久美浜庁舎	令和3年8月5日	池田議員、中野議員、橋本議員、川戸議員、多賀野議員、東田議員、和田正幸議員	